

令和6年度公立大学法人和歌山県立医科大学
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）における障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進及び公契約における障害者の就業を促進するための方針を定める。

2 物品等の調達推進

（1）適用範囲

適用範囲は、法人が行う物品等の調達において適用する。

（2）対象となる障害者就労施設等

本方針の調達の対象となる障害者就労施設等は、その所在地又は住所が県内にある、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設等（別紙1）とする。

（3）調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達目標額については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

（4）調達の対象品目

法人が契約によって調達する物品等のうち、障害者支援施設等が受注することが可能なものを幅広く対象とする。なお例示すると、次の①及び②のとおりである。

① 物品

消耗品、各種記念品、食料品・飲料品、その他物品

② 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他の役務

（5）調達の推進方法

① 物品並びに役務のうち印刷及びクリーニングについては経理課調達用度班が、印刷及びクリーニングを除く役務については経営企画課財務班が、それぞれ法人事務局各課室等（以下「各課室等」という）から発注のある物品等の調達に関し、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課又は別紙2に定める共同受注窓口に対して照会を行い、障害者就労施設等との調整を行う。

- ② 経理課調達用度班及び経営企画課財務班は、県及び共同受注窓口から提供可能な物品・役務の情報を収集し、ホームページに掲載するとともに、各課室等に情報を提供する。
- ③ 各課室等は、物品等の調達にあたっては、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則及び公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約により契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。
- ④ 各課室等は、物品の調達にあたっては、障害者就労施設等からの物品等の調達に留意した納期を設定するなどの配慮に努める。
- ⑤ 各課室等は、物品等の調達にあっては、①にかかるわらず地域性又は履行能力を勘案し、直接障害者支援施設等を選定することができる。なお、その場合は規程第28条に基づき原則2人以上の者から見積書を徴するものとする。

（6）調達実績の公表

会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、経営企画課財務班がその概要を法人ホームページにより公表する。

3 契約における障害者の就業を促進するための措置

本学は、公契約について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える障害者を雇用していくことに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

4 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。